

毎週火、金曜日発行（但休日等ある場合は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物として認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 河川法を準用する河川として認定した河川について準用する河川法の規定を定める規則
- ◇告示 河川法を準用する河川の認定
健康保険法による保険医療機関の指定
鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領
新たに行なおうとする土地改良事業の認可
土地改良区の設立認可に係る土地改良事業計画書の写し等の縦覧
河川敷地の公用廃止
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 昭和三十九年度第一回危険物取扱主任者試験の合格者

規則

河川法を準用する河川として認定した河川について準用する河川法の規定を定める規則をここに公布する。

昭和三十九年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十七号

河川法を準用する河川として認定した河川について準用する河川法の規定を定める規則

1 河川法準用令（明治三十二年勅令第四百四号）第三条の規定に基づき、昭和三十九年六月鳥取県告示第四百十号で河川法（明治二十九年法律第七十一号）を準用する河川として認定した河川（以下「準用河川」という。）について準用する河川法の規定は、第六条第一項本文、第七条、第九条から第十一条まで、第十五条、第二十九条から第三十二条まで及び第四十八条とする。

2 河川法準用令第二条及び前項において準用する河川法の規定により準用河川について知事の許可を受けなければならぬ事項で昭和三十九年六月三十日以前に

当該河川に存する事項については、この規則施行の日から三月以内に、その許可を受けなければならない。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百十号
河川法準用令（明治三十二年勅令第四百四号）第一条第一項の規定により、河川法を準用する河川を次のとおり認定したので、同条第二項の規定により告示する。
昭和三十九年六月三十日
鳥取県知事 石 破 二郎

- 長瀬川 左岸 八頭郡河原町大字長瀬字宮前三八六番地先から大井手川合流点まで
- 右岸 八頭郡河原町大字長瀬字前田六七三の一番地先から大井手川合流点まで
- 左岸 八頭郡河原町大字谷一木字前田九〇二番地先から長瀬川合流点まで
- 右岸 八頭郡河原町大字谷一木字地引一三二番地先から長瀬川合流点まで

鳥取県告示第四百十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。
昭和三十九年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二郎

名称	所在地	診療科名
中山医院分院	八頭郡郡家町	内科、小児科
二部診療所	日野郡溝口町	内科、外科、小児科、産婦人科
松本歯科医院	倉吉市東町	歯科
船木	東伯郡赤碕町	"
灘尾	"	"

鳥取県告示第四百十二号
地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第十八期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。
昭和三十九年六月三十日
鳥取県知事 石 破 二郎
第十八期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領
一 推薦する者の資格

開設者氏名	指 定 年 月 日	採用点数表
中山喜美雄	昭和三十九年六月 十三日	乙表点数表
武田 千濤	"	二日 "
松本 頼之	"	一日 歯科点数表
船木 亨	"	五月二十九日 "
灘尾 健治	"	"

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。
二 推薦される者の資格
労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。
三 推薦手続
推薦書（別記ハ）に次の書類を添えて、所定の期間内に所轄労働事務所を経由して知事に提出すること。
イ 労働組合資格審査申請書（別記ニ）
ロ 組合同約

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十五号

河川(明治二十九年法律第七十一号)の適用を受ける河川千代川筋における次の河川敷地の公用を廃止する。

昭和三十九年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

位置 公用廃止面積

鳥取県八頭郡河原町大字渡一木字 沢通り二六二の一番地先から 二〇、五四八・一二五 大字河原字沖 平方メートルハ 河原下二八九の一番地先まで (関係図面は、鳥取県土木部河港課に保管)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年六月三十日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一日時 昭和三十九年七月七日 午前十時三十分

二場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三議題 1 社会教育委員の委嘱について

2 鳥取県管社会体育施設の管理に関する規

則について

3 その他

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の2第3項に定める昭和39年度第1回危険物取扱主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和39年6月30日

鳥取県知事 石 破 二 朗

甲種危険物取扱主任者試験

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名
2 箱村 武生 3 岡野 義

乙種危険物取扱主任者試験

第1類

受験番号 氏 名

4 野々広清人

第3類

受験番号 氏 名

10 古沢 浩一

12 池袋 裕之

14 大塚 弘美

17 八木 康

19 若原 良吉

21 辻 弘之

第4類

受験番号 氏 名

26 大森 輝治

37 中村 良雄

45 上田 嘉明

48 田中 明

受験番号 氏 名

11 尾崎 集

13 木下 正長

15 安達 卓雄

18 門脇 寿彦

20 深川 辰雄

22 島 常雄

受験番号 氏 名

34 奥村 米藏

38 糸井 勲

47 米井 快也

49 前田 孝康

52 早瀬 斉

54 仲山 栄一

23 尾崎 脩

60 吉岡 豊

66 真田 稔

70 沖田 秀男

76 奥田 義人

79 山本 和夫

83 津村 和男

87 湯谷 英範

92 大西 進

96 藤内万都治

98 広沢 登

101 山本 稔

106 米本 光利

110 穀本 義雄

112 信組 啓一

121 宮本喜代藏

53 南条 弘充

57 坂本 君美

59 田中 重幸

65 西村恵美子

67 坂本 光雄

71 棚田 喜藏

78 島谷 開雄

80 山田 満治

85 熊田 恭仁

88 高木 久夫

93 小田 誠

97 青木 一憲

100 木田 一寿

102 谷山 一雄

108 牧野三重子

111 林 弘三

116 生田 一美

124 原田 収

00841

133	遠藤	技明	135	山根	喬市	189	山野	忠臣	193	伊藤	廣達
136	山下	幸吉	139	神庭	義宣	194	浜脇	巖	196	森田	弘美
146	岸本	義正	147	山田	博之	200	伊塚	正昭	203	浜田	誠二
149	安江	正樹	151	粟井	博文	204	桑名	壮信	206	近藤	亮
152	近藤	誠也	156	福田	延男	207	吹野	勝美	209	菅	武清
157	小椋	敏弘	158	日上	康	210	原田	辰巳	214	岡	二郎
159	浜本	正夫	160	日熊	富賀	217	谷口	博一	218	松本	栄
162	赤本	力藏	111	尾崎	集	220	田中	潔	224	大塚	盛二郎
10	古沢	浩一	12	池袋	裕之	226	向井	幸裕	227	阿部	正順
13	木下	正長	14	大峯	弘美	229	山沢	栄一	232	井上	智穂樹
15	安達	卓雄	17	八木	康	235	丹下	幸夫	236	橋本	一夫
18	門脇	寿彦	19	若原	良吉	237	出口	忠史	238	大森	計登
21	辻	弘之	165	中本	久也	239	木村	龍一	241	角森	喜義
166	山根	勇	167	笠谷	洋征	242	土井	照子	245	松本	勲夫
169	沢	泰次郎	170	安田	孝宜	244	加藤	輝清	245	松本	哲夫
175	鎌田	真澄	176	金山	真久	248	野坂	淳	250	木西	貞夫
179	清水	峰男	181	竹内	照夫	252	竹内	健夫	253	前田	芳行
182	久保田	一男	183	中道	信正	256	藤野	正史	258	門脇	一雄

00842

264	宮田	勝男	266	池田	良春
267	加納	松一	268	矢倉	寿郎
270	松本	英雄	275	岡田	道之
277	橋口	満治	281	木村	敏
283	門原	峻二	287	松尾	賀年
第6類					
受験番号	氏名	受験番号	氏名	進名	
23	尾崎 脩	24	西村 進		